

現場・市民目線で市政チェック。 「いいね！」あふれる大和に。

討議資料

発行元：小田博士後援会

平成29年夏 vol.010

後援会にご加入ください

おだひろし 小田博士の 市政かわら版



大和市議会議員
元産経新聞記者



6月議会 本市の空き家の状況は? 市側「件数少なく深刻ではない」

空き家の問題が全国で深刻化しています。地元では「近所の空き家を何とかしてほしい」との要望を受けました。自民党大和市連合支部の意見交換会でも、業界団体から対策強化を求められました。そこで、大和市議会6月議会（平成29年第2回定例会）で、空き家対策について質問しました。

市側は、本市の状況について「昨年度末において、83件を把握している。空き家の数は増加しているものの、周辺に著しく悪影響を及ぼす『特定空き家』はない」と説明。専門団体などを交えた協



議会設置については「空き家の件数は少なく深刻な状態に至っていないので、現時点では必要性は低い」と慎重な姿勢を示しました。

市内の空き家の物件情報を集めてウェブサイトで発信する「空き家バンク」の設置や相談会開催を提案したところ、市側は「二ーズを見極めつつ国や他の自治体の動向を注視する」と答えました。

積極的な答弁ではありませんでしたが、対策強化を求める市民らの声を市側に届けることは重要です。引き続き取り組んでいきます。

その他の質疑（要旨）

【空き家対策】（街づくり計画部長答弁）

Q. 空き家の件数、除却された件数の推移は？

A. 平成25年度に実施した調査により48件の管理不十分な空き家を把握した。27年度には新規50件を調査し、うち21件が空き家でないことが判明。昨年度末に83件を把握している。

Q. 専門団体との協議会を作れないか？

A. 本市における空き家の件数は少なく、深刻な状態に至っていないものと認識しており、現段階でその必要性は低いと考える。

【サッカー】（文化スポーツ部長答弁）

Q. 横浜F・マリノスをホームタウン化した理由は？

A. マリノスは約10年前に本市にサッカースクールを開講。小学校をめぐりキャラバンをするなど本市に根ざした活動をしている。健康施策等さ

らなる連携を図りたいとの打診を市が受諾した。

Q. 市内競技場で親善試合やイベントを開催できなかいか？

A. 親善試合等はクラブの年間スケジュールから実施は困難だが、選手が参加するイベントは市サッカー協会と連携して可能性を探りたい。

【教育問題】（教育長、教育部長答弁）

Q. 平成30年度に始まる小学校道徳の教科書の選定方針は？

A. 市教科用図書採択方針に基づき教育委員会定例会で採択する。関係法令や学習指導要領を考慮したうえで、子供たちが自分自身の問題として捉え、考え、議論できるよう教科書の選定を行う。

Q. 教育勅語に対する教育長の考えは？

A. 昭和23年6月の衆院本会議で教育の指導

原理たる性格を否定し、既に失効している。また、政府が憲法や教育基本法に反しない形で教材として用いることまでは否定されないと答弁書を閣議決定したことは承知している。

Q. 12の徳目についての考えは？

A. 個性の伸長や向上心、思いやりなど学習指導要領の内容項目と類似するものもある反面、現在の状況にそぐわないものもある。現代においても普遍的な価値は、教育基本法の趣旨に従って、様々な副教材等を用いて指導している。

【北朝鮮ミサイルへの対応】（市長室長答弁）

Q. 広報や「やまとニュース」などで積極的に避難方法を周知すべきでは？

A. 今後は自主防災会等の様々な団体に対して、防災講話を実施する際にJアラートや弾道ミサイルへの説明をするなど、様々な機会を捉えて周知に努める。

外国人が参加できる住民投票 違憲の疑いも 参政権は国民固有の権利 条例改正を

安倍晋三総理大臣が5月、自民党総裁として憲法改正への意欲を示したことを契機に、「まちの憲法」と称される大和市自治基本条例を調べてみました。前の土屋侯保市長時代の平成17年4月に施行されてから、すでに12年が経過しています。

条例の中身には様々な問題があります。ここでは省略しますが、私が最も疑問に感じたのは、この条例に基づいて作られた住民投票条例です。市内に居住する外国人にも投票権や請求権を与えていたからです。

憲法は、15条で選挙権を「国民固有の権利」と規定。93条2項では、地方選挙を行う主体を「住民」としています。平成7年の最高裁判決では、この「住民」について「地方公共団体の区域内に住所を有する日本国民」と示しました。憲法は外国人参政権を保障していません。

外国人参政権に対する賛否はあるでしょうが、現在の日本にそれを認める法律はありません。条例は法律の範囲内で作るよう定められています。地

【大和市住民投票条例】

第3条

自治基本条例第31条…の規定による住民投票の実施の請求をすることができる…及び住民投票の投票権を有する本市に住所を有する年齢満16歳以上の者は、次の各号のいずれかに該当する者であって、第7条に規定する投票資格者名簿に登録されている者とする。

- (1)年齢満16歳以上の日本国籍を有する者で、引き続き3月以上本市に住所を有する者
- (2)年齢満16歳以上の定住外国人で、引き続き3月以上本市に住所を有する者

方自治法に基づく住民投票は、請求資格者を国民に限定しています。憲法学者の百地章・元日大教授は新聞紙上で、本市の条例について「違憲の疑いの強い条例によって外国人が地方政治に影響を与え、自衛隊や米軍基地問題等、国政まで左右しかねないのは極めて問題」と批判しています。

私は一般質問で問題点を指摘しました。違憲の疑いがある条例は早急に改正する必要があります。

広報委員長に就任 議会報刷新にトライします

市議会が終わることに発行されている「やまと市議会だより」を御覧になったことはありますか？

市議会だよりでは、委員会審議や一般質問の概要、本会議の採決の結果などを掲載し、市民への発信に努めています。ただ、「読みづらい」といった指摘があり、紙面改革の必要性が叫ばれ続けています。



現在、発行されている「やまと市議会だより」

議会報編集委員会は昨年8月、広報委員会に名称を変更。広報機能を拡充すべく、市議会ホームページも担当することになりました。

私は今年5月の臨時議会で、広報委員会の委員長に就任しました。任期は1年間です。

新聞記者時代の経験も活かし、各委員とも協力して、分かりやすい紙面づくりや紙面刷新に取り組みます。

◆プロフィール

昭和50年1月5日生まれ
大和市出身／上和田在住

昭和56年 高座みどり幼稚園卒園
62年 西鶴間小学校卒業
平成2年 南林間中学校卒業
5年 中央大学附属高校卒業
10年 上智大学経済学部卒業
26年 産経新聞社を自ら退社
27年 大和市議に初当選

◆市議としての役職（平成29年5月～）

総務委員会常任委員、基地対策特別委員会委員、広報委員会（旧・議会報編集委）委員長、市立病院運営審議会委員、平和都市推進事業実行委員

◆その他の主な活動

自民党大和市連合支部 政調副会長・広報局長
自民党神奈川県連 市町村議員協議会幹事
大和中央シティライオンズクラブ、大和市倫理法人会
関東若手市議会議員の会（神奈川県代表）、隊友会
金毘羅神社神輿会など
◆産経新聞記者（16年間）当時の職歴
東京本社・整理部→千葉総局→社会部→政治部

9月議会

大和市議会第3回定期会は8月30日(水)から9月26日(火)まで28日間の日程で開かれ、昨年度決算などを審査する予定です。一般質問は9月19～21日の3日間です。